

平成28年度 第7回
高野町農業委員会 定例会

議 事 録

平成28年11月10日開催
(公開用)

高野町農業委員会

平成28年度 第7回 高野町農業委員会 定例会

下記のとおり、高野町農業委員会定例会を招集した。

開催日時 平成28年11月10日(木)

●開会時刻 午前10時00分開会

●開催場所 高野町役場 2階 大会議室

●出席委員 1番 井阪晴美 2番 辻本一 3番 下名迫勝實
4番 井手上治己 5番 尾家富千代 6番 柳葵
7番 久保良作 8番 上田静可 10番 梶谷廣美

以上9名出席

●欠席委員 9番 中林敬

以上1名欠席

●事務局員 事務局長 中尾司
事務局員 門谷佳彦 垣内宏樹 岡田健司

●関係者

●議事事項 議案第7号 農地法第2条 非農地証明交付申請の承認について

議案第8号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の決定について

報告第8号 農地法第6条第1項の規定に基づく農地所有適格法人報告書の提出について

●議事内容 次のとおり

*****午前10時00分 開会*****

事務局（岡田健司）

おはようございます。定刻となりましたので、平成28年度第7回高野町農業委員会定例会を開催いたします。

さて、本委員会ですが、本日出席委員9名、欠席委員1名。欠席委員9番中林委員です。高野町農業委員会会議規則第9条による規定数を超過しておりますので、本日の本委員会は成立していますので御報告いたします。

それでは、事務局長より御挨拶いたします。

事務局長

皆さん、おはようございます。急に寒くなってきましたけども、寒い中お集まりいただきありがとうございます。

後ほど事務局のほうから説明あると思いますけど、来年はもう委員の皆さん改選の時期ということで、ことしは改選方法が変わるということで、初めての公募での委員さんの選出ということです。また、事務局の説明のほうとお願いがございまして、またよろしく願いいたします。

本日の案件は、議案2件、報告1件でございます。それでは、よろしく願いします。

事務局（岡田健司）

ありがとうございます。

続きまして、高野町農業委員会会議規則第28条に基づく議事録署名委員を、事前に議長より御指名いただいております。本日の署名委員は、7番、久保委員、8番、上田委員にお願いします。

続きまして、議長の選出について、高野町農業委員会会議規則第8条により、当委員会の会長となっておりますので、柳会長よろしく願いします。

議長

それでは皆さん改めまして、おはようございます。

きょうも、寒い日も、これから続くと思いますが、ほんでこの前の11月3日いろいろ御参加いただいた方、ありがとうございました。いろいろあの日も寒くて、かなり皆いろんな催しありましたけど、最後まで・・・いただいております。僕、途中でちょっと帰らせてもらったんですけど、済みませんでした。

何とかにぎわったようですので、今後また来年もあると思いますのでよろしく願いいたします。

それでは、次第に沿って行いたいと思います。議案第7号、「農地法第2条、非農地証明交付申請の承認について」、事務局より説明お願いいたします。

事務局（岡田健司）

議案第7号、「農地法第2条、非農地証明交付申請の承認について」、別添の農地につき農地法第2条の農地でない旨の証明願いがあったので、審議願いたい。平成28年11月10日提出。高野町農業委員会会長、柳葵。

次のページに、承認についての詳細載っております。その次のページに、確認書。3ページ目に、地図が載っております。

今回の申請は1件でございます。農地の所在は、・・・字・・・で、場所については3ページ目ごらんください。登記簿は畑、現況地目はのり面、農振区分、農振農用地内、面積は75平方メートル。申請者の住所氏名は、大阪府・・・、・・・氏。現地詳細につきましては、11月1日、事務局と上田委員とで実施いたしました。後ほど、委員より報告があります。申請地は花坂ドライブインから南側に位置し、登記簿種目は畑、現況はのり面であります。昭和30年代の国道480号線敷設の際よりのり面です。

以上について、現地確認及び書類審査いたしました結果、申請に必要な書類は全て添付されており、農地法第2条の非農地証明の承認について承認相当と判断しましたので、御審議願います。

議長 ありがとうございます。それでは、現地報告をお願いいたします。

上田委員 8番上田です。本案件について平成28年11月1日に事務局の岡田主事とともに現地調査を行いました。申請地にあっては、昭和30年代の国道480号線敷設の際よりのり面であり、今回土地所有者が隣接する土地と建物と合わせて売却を考えており、農地法2条の申請に至りました。現地において、農地法第2条の農地でない旨の証明について問題ないと判断しています。以上で報告終わります。

議長 ありがとうございます。これについて、何か御意見、御質問などございませんか。

辻本委員 2番辻本です。国道のとき、何でこないなってなかったん。

事務局（門谷佳彦）

昔はよくあることです。

辻本委員 よくあることなん。

事務局（門谷佳彦）

よくあることで、こんなんがたまに残ってきます。

辻本委員 家が建ってんの、家が。

上田委員 8番上田です。家の裏の道路との間埋まって、もう槓植えてあって、ようこれだけ残ったんやな。全部そやったのに。

下名迫委員 3番下名迫です。のり面は国道の、国の土地と違うんやろかな。

事務局（門谷佳彦）

今は道つくるときってのり面まで埋め立てするんやろけど、昔は余りそんなんせえへんなんやろな。そんなとこ多いですよ。割と。

下名迫委員 もしかしたら、国道の一部がこの人の土地やったんかもわかれへんわね。

事務局（門谷佳彦）

入れかえたんとか、何か昔の、地籍してなかった時代のことやから、わかれへんで、何かこんなだけ地籍したら残ったんやと・・・地籍・・・終わっとる地区なんですよ。・・・なんで。それで多分ここだけ登記簿畑って残っちゃったと思うんで、所有者さんがどないもしようないんで。

議長 何か、ほかにないですか。それでは、ないようですんで議案第7号について可決したいと思います。

続きまして、議案第8号、「農地経営基盤強化促進法に基づく農地利用法集積計画の決定について」、事務局より説明お願いいたします。

事務局（岡田健司）

議案第8号、「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の決定について」、高野町長より、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、別添農地の審議依頼があったので農業委員会の決定について意見を求める。平成28年11月10日提出。高野町農業委員会会長、柳葵。

次のページに土地の詳細と、その次のページに地図が載っております。

今回の申請は1件でございます。番号28の2。農地の所在は、・・・・字・・・・、ほか1筆です。場所については、次のページの図面をごらんください。登記簿は田、現況地目も田、農振区分は農振農用地内、面積は3602㎡、権利種別は中間管理権による賃貸借。利用権の決定を受ける者の住所氏名、和歌山県和歌山市茶屋ノ丁2―1、公益社団法人和歌山県農業公社、理事長下宏。利用権の設定をする者の住所氏名、和歌山県伊都郡高野町大字・・・・、・・・・氏。利用目的は野菜。期間は公告の日から3カ年。平成32年12月末までです。賃料は、10アールあたり1万円です。本議案は、農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定で、許可基準として同法第18条第3項の各要件を全て満たす必要があります。

今回の利用権設定を受ける者は、公益社団法人和歌山県農業公社、和歌山市茶屋ノ丁2—1です。利用目的は畑として、期間は3カ年間、野菜、主にホウレンソウをつくるということです。本申請にあたっては、紀北川上農業協同組合に書類作成等をお手伝いいただいております。今回の計画内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしておりますので、許可相当と考えていますので、御審議願います。

議長 ありがとうございます。ただいま、事務局より説明ありましたが、何か御質問とか御意見ございませんか。これ農協へ貸して、あと耕作する人はまた別ですか。

事務局（岡田健司）

ただいま言いました、この農業公社に貸し出しまして、それからまた耕作する方に貸し出しということで、中間管理事業といいまして、仲介をしている、先ほど言いました農業公社が仲介をしているという形になります。

議長 ほかに何か。意見がないようですんで、議案第8号について可決したいと思えます。

続きまして、報告第8号、「農地法第6条第1項の規定に基づく農地所有適格法人報告の提出について」、事務局より説明お願いいたします。

事務局（岡田健司）

報告第8号、「農地法第6条第1項の規定に基づく、農地所有適格法人報告書の提出について」、農地法第6条第1項の規定に基づき別添のとおり農地所有適格法人報告書が提出され、内容を確認したので報告する。平成28年11月10日提出。高野町農業委員会会長、柳葵。

次のページに報告書を添付しております。農地所有適格法人の報告書の提出について、御説明いたします。

今回の報告は1件でございます。農地所有適格法人は農地法第6条第1項の規定で、農業委員会に報告することとなっております。その報告は、農地法施行規則第58条第1項により、毎年事業年度の終了後3カ月以内と定められています。つきましては、今回農地所有適格法人から報告書の提出がありましたので、農地所有適格法人としての適合状況を農地所有適格法人確認書によって確認しました。よって、この確認書をもって報告といたします。

議長 ありがとうございます。何か、ただいま事務局より説明ありましたが、何か御質問、御意見ございませんか。

下名迫委員 3番下名迫です。これどこの畑や、田は森口さんとかかな・・・。

事務局（門谷佳彦）

ここに書いてある面積なんですけど、経由面積というのはこの法人さんが他の市町村も含めて経由してる面積と書いてあるんですけど、主にアコモファームさんの主体は有田川町と有田市のほうで、大方3ヘクタールぐらいやってはりますので、それを書いてくれてあるんですね。その中に、富貴でやってる部分もちょっと入ってます。

下名迫委員　もうちょっと大々的にやってほしいけど、なかなか進まないので・・・。

事務局（門谷佳彦）

今、ことしはちょっと苗木自体が手に入れへんなっていうことがあって、28年の作付はできてなかったんやけど、自分とこで前に現地見に行ってもらったときの有田川町のとこで、今、育苗をして、ある程度大きくなってから植えるという、一応この間の話では来年の作付、いわゆるこの春の作付にはちょっとすると、ほんでプラスアルファ隣接する土地借りてよという話も言うてきてるといことなので、今後周辺ふやしていく予定と聞いてますけど。あかんかったんは、思ったより気候が寒かったみたいなのと・・・

井阪委員　1番井阪です。そしたら、山梨のほうでもブドウをつくってはりますやろ、あそこよりも富貴のほうが寒い。

事務局（門谷佳彦）

寒いというよりは、向こうはハウス。やってはりますね。屋根かけたような。大分違うんでしょうね。

井阪委員　ほんだら、森口さんとこやったら来年あたりには植えてもらえますんかね。

事務局（門谷佳彦）

その予定はしてます。

井阪委員　予定はしてくれてはりますの。

事務局（門谷佳彦）

森口さんとこいくか、そのもう1個上のほう借りたところ、どっちいくかというところですね。

井阪委員　どっちも森口さんやけど。

事務局（門谷佳彦）

場所がわかれへん、それは。

井阪委員 しゃあないけど、草刈りも刈ってほしいときに来てくれはれへんし、勝手に刈るもの何やし、管理がちょっと難儀みたいですね。

事務局（門谷佳彦）

言うてるんですけどね。それもまた、来てるときに出会ったら直接言うたって。

井阪委員 割と私、出会えへんのやけどね。

事務局（門谷佳彦）

出会ったら言うたって。

井阪委員 貸してる人が、ちょっとそない言うて。

事務局（門谷佳彦）

そない前、下名迫さんにも言われまして、電話しました。もし、現場で見かけたら、そんなこと気づくことあったら言うたってもうたらええと思えますんで。お願いします。

議長

ほかに何かございませんか。ないようですので、報告8号については以上といたします。

以上、審議に接しました全部終了いたしました。その他について、よろしくお願いします。

事務局（岡田健司）

1枚、農作業の安全にということで、また国のほうからいただきました、これお配りしていますので、また見ておいてください。以上です。

事務局（門谷佳彦）

そしたら、もう1個お願いがあります。まず、A3で大きく書かれたものの、予定では11月の最終の週に高野町の全戸の家庭に配布、回覧をする予定をしとる分です。内容につきましては、来年度、高野町の農業委員会の改選の、7月に改選のときになります。改選に合わせて、従来でしたら選挙人名簿にもとに選挙と推薦というふうになっておりましたが、農業委員会等に関する法律の改正に伴って、委員の改選時は選出の方法について、公選制から、選任する議会の同意を得て選任する方法に変わりました。ここのA4で・・とした紙に概要を書いております。まずその定数を定めるために条例を制定する必要ということから、この9月議会に新しい条例案として上程し可決されました。施行については、来年4月1日以降に施行するというふうになります。今までありました、農業委員会の選挙による定員の定数に関す

る条例とか、高野町農業委員の選任による委員の議会推薦委員に関する定数条例と高野町農業委員会の選任による委員の団体推薦に関する条例に関して、この3つの条例については、同時に廃止をしております。

委員の定数につきましては、従来は公選法に基づくものでしたが、今回からは町長が議会の同意を得た連名する方式に変わります。委員の定数につきましては、農業者数や農地面積を考慮して条例で定めるように法第8条で決まっております。細かいところがございますが、下に委員の基準というのが、これが農業委員会法に載っておる基準でございます、次のいずれかの委員で①が農業者の数が1100人以下の地域または農地面積が1300ヘクタール以下であるということの部分、1のところには本町の農業委員会は当たります。改選前の上限が、20人が上限でしたが、改選後の上限が14というふうに法律で決められております。高野町の場合は10名でございますので、従来のところは変わっておりません。面積の農地面積につきましては、農地基本台帳で195ヘクタール、農家数でいきますと58、センサスの数字でございます。これに基づいて委員の定数を決定をすることでございます。また、推薦委員というのが新しく農業委員会法のほうで新たに設置することが決まっております。何をするかといいますと、農地等の利用の最適化に関する推進を・・・ということでございます。この定数も条例で定めて、その処遇に関する手続は農業委員会が行うようになります。

推薦委員の定数を決める方法としては、農地面積に対して100で割った部分に配置できるとなりますので、先ほど195ヘクタールでございますので、高野町の面積は195、そのうち100で割ると1.95というふうになりますので、1未満については繰り上げとなりますので2人が上限となります。よって、それを農業委員と最適化推進委員を加えますと改選前と改選後の委員については現状維持の10名スライドで、そのまま定数を設定しております。最適化推進委員につきましては、新設になりますので上限いっぱいの2名を定数で定めております。新しい組織としては、農業委員と最適化推進委員合わせて12の改選というふうになるように定めております。

それに合わせて、次のページでございますが、高野町の・・・の職員の常勤のものの報酬及び事業検証に関する条例の一部改正をしております。これは何かといいますと、皆様にお支払いしております委員報酬を支払うための条例でございます。ここに、主に変わったのが先ほど申しました農地利用最適化推進委員が新たに設置されたことに伴うその区分をふやしたということと、国から新しく決められたことが委員や推進委員の積極的な活動推進するために農地集積や遊休農地解消の活動、成果に応じた手当を基本的な報酬に上乘せして交付される、支払いできるようになったということ、成果実績払いというのをできる項目となっています。この詳細については、この農地集積の関係ではこういう点数でなった場合は何ポイントとか、遊休農地の解消したときにはというポイントで国から最適化推進交付金というのが配付されます。その配付されたところに置いて、各地区の委員さんの実績において

町長が定める額を支払うというふうになっております。この最適化推進交付金をもらうというのは、かなりハードルは高いです。なかなか今のうちの見立てでは箸にも棒にもかからんようです。なかなかこの最低の1ポイントという40%以上出してというのは、なかなか難しいです。今後それをどういうふうに取り組んでいくかまた皆さんとお話をしながら推進をしていきたいと思っております。

次のページは、条例の改正内容でございます。その次に、本来の委員の部分でございます。農業委員さんの定数方法が今までは議会推薦、団体推薦、選挙による設定でございました。今回から全て町長の同意を得て、議会の同意を得て任命をするというふうに変更されますので、その場合推薦及び募集人数については、農業委員については10名。最適化推進委員については、2名を上限として決めます。その中で、推薦されるのは町内の地区全域からの推薦を受けます。要は団体であるとか、団体の人がこの人推薦しますとか、というふうな人が出た場合の推薦の団体推薦というのと、あとは自己が出してくる推薦なくに応募する一般募集、この3つの方法で行います。推薦場合でしたら3人以上の人から推薦をいただくということで、この後ろのほうに農業委員の委員の選任に関する規則の3ページ後の様式第1号というのをございます。これについては、個人が推薦を申し込む場合の書いてもらうところに、最後の4番のところに推薦者3名をやってもらうというふうになります。次のページにあるのが団体の推薦でございますので、町内会長であるとか、そういうところの団体さんからの推薦であるということ、で内容で最後、自分で募集するぞという人は第3様式に書いていただくというふうになります。

いずれも、農業委員及び最適化推進委員、両方とも応募推薦同時にできます。どちらかに最終なりますけどどちらもいけます。同じように最適化推進委員もそういうふうになってます。ただ、募集については一般募集になりますので、高野町内外限らず広く募集をすることになります。

それで、最終募集をしていただいた方々の中で募集人数を超えるとか、そういう内容を審議するように高野町農業委員会委員候補者評価委員会運営委員規則というのをつくって、副町長と担当課長と人事部の担当課長と総務課長と合わせて、その推薦また募集された方の内容を審議をして最終的に任命して候補になっていただくようになる、最終任命については議会の同意を必要になりますので議会に挙げるまでの任命候補を評価委員会で行います。

農業最適化推進委員につきましては、農業委員会のほうで行いますので、また別建てであります。

一応募期間については、12月の9日の金曜日から29年の1月10日までのおおむね1カ月間を行います。そういうふうになっております。募集期間を越えても定数に満たない場合については再度募集期間を延長することを考えておりますので、現職の委員さんにつきましては、できる人は必ず応募していただければ助かります。なかったらまたお誘いにも行こうかなと思

ってますので。

農業委員さんでも最適化推進委員さんでも基本的に報酬のお支払いする額は変わりません。

その次に、やっていただく業務については、大きいところの市町村に関しては最適化推進委員は主に外回り、農業委員はこういう中での審議というふうにするんですけど、高野町全域を2人で回るということは現実的に無理なんで、12名で今まで利用状況調査をやっていただいているとか、現地の調査をやっていただいているところを10でやってるのを12人でやるというふうに役割配分を変えるだけです。農業委員さんやっていただく業務については、従来どおりあります。場所によったら全く仕事量も管轄も変われへん人も出てくる可能性もあります。

あと、最適化推進委員に関しては農業委員会に出なくてもいいし出てもいいという規定になってるんですけど、基本的には出ていただくように事務局では考えてます。ただ、最適化推進委員については農業委員会での議決権はないです。意見を述べるだけで、報告、こういう状況ですというふうなことは言えますけど、議決権を持ってないということが主な特徴です。それでしていただく。

国からいわれてることは、若者と女性を積極的に登用することと、一番このうちの町ではしんどいことが農業委員さん10名のうちの過半数以上は、要は人・農地プランの中心的経営体、輪形農業者とかそういうふうなことを積極的に登用しなさいってなるんですけど、いてないのでこれはちょっと難しいところがあるのと、あとは要は第三者的立場の人、税理士さんであるとか、そういう方がなるようにしてくださいというんですけど、町には税理士さんいてませんし、いてもこんな遠くまで来てるれへん人が多い。

原則申し込みについては、高野町の役場の農業委員会の事務局、高野本町のほうの提出を義務づけをとります。これをなぜするかというと、持って来るということはここで毎月会議をするので、ここまで来ないとあかんでということ認識してもらいに、郵送の受け付けは認めていません。他の市町村で郵送でやったときに、中部地方か何かやったんですけど、北海道とか沖縄からでも応募されて選任に来る気もないけど出す人とかおるんで、審査にすごく時間がかかった。

それと出していただいたこの委員さんの推薦申込書をもとに、うちから警察本部のほうに照会をさせていただきます。これをさせてもらうというのは暴力団排除条例というのがございまして、その類いの人だめですよということ照会するんで、今ここでおられる皆さんでそんな人のエントリーしてないと思うので大丈夫だと思うんですけど、一応その非常勤の公務員になりますので、その辺を確認するのに警察と協定をしておりますので、警察の本部のほうに照会をさせていただくというふうに、聞いたら指定暴力団とかそんな類いの人しか出てけえへんていうんですけど、それは全国どこの都道府県で住んどっても警察本部のほうに照会したらすぐわかるというておりますの

で、その照会をさせていただくということでございます。それは公務員になる要件の1つでございますので、そのようにしております。

以上でございます。何かまた御質問等ございましたら。

議長 　　ただいま事務局より説明ありましたが、何か質問ございませんか。はい、どうぞ。

事務局（門谷佳彦）

もし、この様式の書き方等わかれへんでしたら、また事務局までお尋ねくださいという、出してくれる前提の話をして申しわけないんですけど、自己の推薦の3号を使っていただいても構いませんし、町内会の推薦とかもらえる団体のほうの2号を使っていただいてもいいですし、地域の人を推薦をいただけるような1号の様式とかいずれでも構いませんので、ただ推薦を受けた分については3名以上の推薦をいただくと。

井阪委員 　　1番井阪です。そしたら、今までみたいに議会推薦とかJA推薦とかそういうのはなくなるということですね。結局、町長推薦ということに。

事務局（門谷佳彦）

町長が議会の同意を求めてするので、ここの教育委員さんだとかと同じような感じなるんです。農協とか、共済とかそういうところは、またその理事とかかなるときには認定の業者じゃないとだめとかというふうに、同じようなことを農業委員会と同じように農業協同組合との一部を改正する法律の中でうたわれとって、今までやったら組合員やったら理事でもなれたんやけども、単なる組合員だけじゃだめになってきて、その中でも認定の業者であるとか地域の中心的経営体であるとかということを積極的に入れなさいよと。農業者のための農協やと。

井阪委員 　　そしたら、認定の農業者というのは大体何反ほどつくってないと・・・

事務局（門谷佳彦）

認定農業者というのは、基本的にうちにある農業経営基盤強化促進法に基準というのがあってですね、多分誰も到達できへん基準書いてあるんですけど、所得で年間250万円とかね、そんないつも・・・そんなん誰おるんでって聞くやけど、高野町どころか和歌山県で誰おるんでっていうぐらい、そういうふうな基準でやってる方と、あと認定農業者の65までです。

井阪委員 　　ほな、みんなあかん。

事務局（門谷佳彦）

でね、65までになると、うちが若い世代の農業者というのがもう10名
足らずぐらいで、そこへ兼業を入れたらもうちょっとふえるんですけど、な
かなか兼業で農業委員さんになってなかなか難しい・・・

井阪委員 兼業さんでもなれるわけですか。

事務局（門谷佳彦）

なれますよ。ただ、農業委員会には月に1回最低来てください。ほんで利
用状況調査とかあんなんやってもらうん結構1週間から長いときやったら1
5日から20日ぐらいかかるからそれをしていただかなあかんと、そういう
ことと、あときょうは農業委員会で農地法の案件が出たんで現地の調査お願
いしますと、きょうあしたの話はしませんけども、1週間前後ぐらいでお願
いしますというたときに、今月無理やとかというのはちょっととてもじゃな
いけど無理なのでということなので、なってくるとね、どうしても現職の方
しかいられなくなる。ただ、あと同じ農家されてたと、例えばこの議会で委
員さんの中でもうやめとこかなと思う人って・・・。できるだけ、そのままお
願いしたいのが。どうしてもってときは誰か推薦でもしていただくか。でき
る限り。

下名迫委員 3番下名迫です。我がら同士で推薦できるの。

事務局（門谷佳彦）

我がら同士の推薦は余り公平性がないとまた後で言われるので、そら1人
は自分らでおってその中の残り2人が別の人やったらいいんですけど、3人
とも応募する人が順番にして名前書いとったら、公平性があるんかという
ないじゃないかという話になるんで、そこは多分評価委員会のほうで多分は
じかれてるから、1人ぐらいは、あの人はまだまだこの農業委員でやったら
いいよと思うと書いて、その書き合いしていただいてもいいですけど。

井阪委員 1番井阪です。なりたい思ったら一般公募で書いたらええいうことやね。

事務局（門谷佳彦）

でも大丈夫です。一々推薦もらいにいくのかなわんからとか、もう自分で
それでもなるんやという人は3号様式で出してもうても全然構いませんので、
大丈夫。

井阪委員 それとね、今までやったら富貴地区で何人、高野山やったら何人て大体決
めとったけど、それは・・・

事務局（門谷佳彦）

地区の決めはするなって言われとんのですよ。要はその地区で6人、その地区で3人ってなったら、公平性がなくなるから全域で10人を公募しますと、その中でなっていた委員で地区割りするってなるんで、それすると空白地区出たらかなわんのですよ。例えば、今でも空白出てますから、筒香なんかも久保先生にお願いして一括で上下中って全部やってもおとるから、そういうところがどんどんふえると大変なんで、なけりゃいいんですけど、農地法の影響するようなもんが、まだしも筒香でも富貴でも花坂でも農業振興地域としてるところなんで、なくなることはないんで、今でも花坂の担当やったら湯川、花坂、ほんで細川だったら細川から西郷までというエリアで、高野のエリアは少ないなりにそれ以外の旧高野町エリア全域ですから、結構数はある。利用状況調査もできるだけ精度上げるのに農家台帳のほうでもう既に山になっとなって、何十年も前から山になっところを今後ずっと、うちのほうで調査をして非農地と判断してどんどん農家台帳から削除していく作業を進めていこうと思ってるよな感じです。より本当に残しておかなあかん農地だけを一括というか、もうつくってない人のこんなやたら大きな杉の木生えてるとかいうところなんか置いといてもしやあないんで、そのちょっと今整理をしとるとこなんですけど。結構、地籍終わってないので難しいんですよ。もう字単位で、農地がないとこなんてざらにあるんで、そんなところはもうどんどん削除しとるんやけど、それを非農地ですると一応担当委員とほかの委員と事務局と3人で見に行っって、という体制をとっていかなあかんので、仕事はふえてくるかなと思うんですけど。その分、要らん農地を減らす分、分母が下がるんで、集積とか遊休農地の解消したときにパーセントが上がりますんで最適化交付金の対象になりやすくなります。どないしようもないような農地がずっとぶらくとくと、やったところで1%とか、農地の使用貸借で集積したところでも、今の議案に載っったところでも3反2反とか、3反て今回の議案なんか多分まだ面積大きかったほうやと思うんですよ。大体は1反とか、そんなレベルばかりなんで、なかなかそういう・・・できへんよな感じです。

また、回覧回していきます。回覧で回すのはこの文章だけなんで、申込用紙とかは役場と支所というふうに配布するようにしときますので。最初は農協さんにも置こうかなと思ったんですけど、取りに行けへんでしょう、農協って大体支所行くやろうし、農協へ行くと・・・全地点に配布するようになりますので、ちょっと視点が・・・。

上田委員 8番上田です。候補者が多かったら議員さんで決めるんか。

事務局（門谷佳彦）

候補者が多かったら、まず、評価委員会というところありますので、そこで町長に対してこの10人でいきますというふうな案をつくりま。議会で

同意もらうと。任期は同じく3年です。29年の7月20日から3年後です
から32年の7月19日まで3カ年になります。

井阪委員 1番井阪です。そしたら、この推薦する・・・家族3人いてたら3人の名前
書いて誰かを推薦してもよろしいんですの。

事務局（門谷佳彦）

家族3人ですか。一般的に、お父ちゃん、おばあちゃん、お母さんで同じ
ところ3人ていうのは、もう一つあまりちゃんとした推薦では、3人というの
がやっぱり・・・

井阪委員 違う人入れなやな・・・

事務局（門谷佳彦）

そちらの方が、よりいいですね。

井阪委員 そうですか。

事務局（門谷佳彦）

よりいいですけど、そなん3人しかおれへんとか1件しかないようなと
こやったらしゃあないかもしれへんけど。それは余り想定してなかったです
ね。それでも、だめとは書いてないし。ええことも・・・

井阪委員 絶対あの人ええわという人いますやろ。もう家族は認めてる人。

事務局（門谷佳彦）

それはもう、当家の代表者がお家を代表して推薦するよというぐらいで、
という解釈をしていただいたら、ほうがいいかな。

井阪委員 はい、わかりました。

議長 ほかにないですか。何かございましたら。ないようですので、今日の議
会はこれで終了したいと思います。

どうもありがとうございました。

*****午前10時50分 閉会*****

この会議録は、高野町農業委員会事務局で作成したものであるが、その内容の正当なことを証するため、ここに署名する。

平成28年11月21日

会 長 _____

署名委員 7 番 _____

署名委員 8 番 _____

※署名については、別紙原本にて行っています。

※この議事録は公開用に作成している為、個人情報に配慮し公開しています。